

第4次 津市男女共同 参画基本計画

概要版

令和5年3月
津市

4 基本理念と目標

本計画の目標は、「男女共同参画社会の実現」です。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の4つの基本理念に基づき、基本目標を定めています。

①男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

②男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

津市男女共同参画推進条例における基本理念

③社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

④男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

第4次
津市男女共同参画
基本計画の目標

男女共同
参画社会
の実現

計画の取組方針

・子どもたちの発達段階に応じ、あらゆる教育活動を通して、男女共同参画の意義や重要性を正しく理解し、具体的な態度や行動につなげられる力の育成

学校

・性別にかかわらず個性と能力を発揮できる職場づくり

職場

・あらゆるハラスメントのない職場環境づくり

それぞれの場面における取組方針を持ち、施策に取り組みます！

・安心して子育てや介護ができる環境の実現と、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくり

家庭

地域

・配偶者などからの暴力の根絶

・固定的な性別役割分担意識の解消

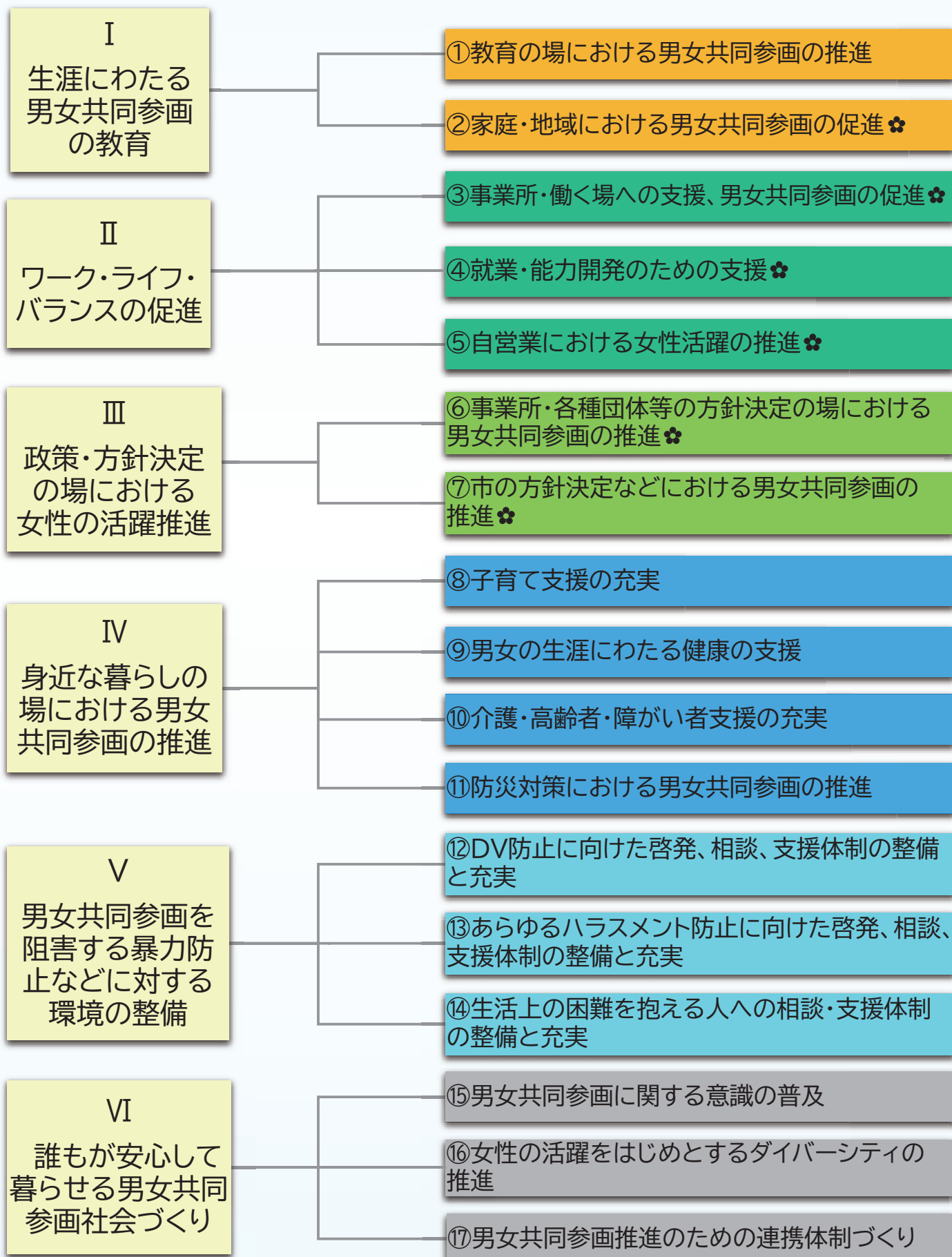
・方針決定の場における女性の参画促進

5 施策体系

～ 目標 男女共同参画社会の実現 ～

基本目標

施策の方向



※ ♣は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

6 施策の推進

基本目標

I

生涯にわたる 男女共同参画の教育

●めざす姿

生涯にわたって固定的な性別役割分担意識を植え付けない取組として、学校教育や家庭教育、及び地域等における学習機会の充実などにより、子どもから高齢者まで幅広い意識改革をめざします。

施策の方向① 教育の場における男女共同参画の推進

- 幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実
- 児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進
- 学校における健康教育の推進
- 男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進
- 男女共同参画に関する講義科目の充実
- 男女共同参画に関する教職員の人権教育研修会

施策の方向② 家庭・地域における男女共同参画の促進

- 男女共同参画に関する市民人権講座の充実
- 男女共同参画に関する人権教育講演会の充実
- 男女共同参画に関する人権出前講座の充実
- 地域力創造セミナーの充実
- 家庭教育支援事業の開催
- 男性のための家事力向上講座の充実

基本目標

II

ワーク・ライフ・バランス の促進

●めざす姿

男女が共に仕事や家庭生活などへ参画し、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方を実現します。また、就労する女性の能力向上に向けた支援、女性に対する再就職支援により、女性が活躍できる社会をめざします。

施策の方向③ 事業所・働く場への支援、男女共同参画の促進

- 事業所訪問による啓発
- 勤労青少年講座の実施
- 勤労者福祉の充実

施策の方向④ 就業・能力開発のための支援

- 就業相談・就業支援
- 職業能力向上に向けた支援
- 就業条件向上の啓発
- 育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発

施策の方向⑤ 自営業における女性活躍の推進

- 起業家などに対する支援
- 女性農業者への意識啓発・支援

基本目標

Ⅲ

政策・方針決定の場における女性の活躍推進

●めざす姿

事業所、各種団体、地域等の政策・方針決定の場において、女性が参画できる社会、特に女性の参画の少ない防災や農業分野の方針決定の場において、女性が登用される社会にしていきます。

また、本市においては、審議会などの女性委員の登用や、職員の管理職への女性の登用を進めることで、行政が率先して、職場での女性活躍・男女共同参画が進んだ組織をめざします。

施策の方向⑥ 事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進

- 事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
- 農業委員会への女性の登用の推進
- 政治分野への女性の参画の推進

施策の方向⑦ 市の方針決定などにおける男女共同参画の推進

- 審議会などへの女性の登用推進
- 市職員における女性の管理職への登用の推進
- 市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進
- 津市職員男女共同参画研修会の充実

基本目標

Ⅳ

身近な暮らしの場における男女共同参画の推進

●めざす姿

保育サービスの実施や介護制度等を提供することで、男女がともに子育てや介護をしながら、家庭や地域等における豊かな生活の実現をめざします。そして、年代に応じた健康支援の取組により、健康の保持をめざします。また、避難所運営への女性の積極的な参画により、誰もが安心できる防災現場とします。

施策の方向⑧ 子育て支援の充実

- 子育て支援事業の充実
- 保育サービスの充実
- 放課後児童対策の充実
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 子育て支援ショートステイ事業の充実
- 家庭児童相談の実施
- 男性の育児参画の推進
- 市職員の家庭における男女共同参画の推進

施策の方向⑨ 男女の生涯にわたる健康の支援

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)を促進する意識啓発
- 男女の生涯にわたる健康の保持・促進
- 感染症流行などにおける取組の充実

施策の方向⑩ 介護・高齢者・障がい者支援の充実

- 包括的支援事業の実施
- 介護保険サービスの利用促進
- 高齢福祉サービスの充実
- 障がい者の自立への支援

施策の方向⑪ 防災対策における男女共同参画の推進

- 避難所運営委員会の体制整備
- 備蓄品の整備

基本目標

V

男女共同参画を阻害する暴力防止などに対する環境の整備

●めざす姿

個々の被害を潜在化させないため、被害者が安心して相談できる体制の充実や、ケースごとに適切な対応ができる体制づくりをめざします。また、DVやあらゆるハラスメントに対する正しい理解について周知をすることにより、DVなどのあらゆる暴力を許さないという社会を実現します。

施策の方向⑫ DV防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実

- DV防止に関する啓発の実施
- DV防止のための活動と被害者などの支援
- 児童虐待防止及び要保護児童への支援
- 津市児童虐待防止等ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)の推進

施策の方向⑬ あらゆるハラスメント防止に向けた啓発、相談、支援体制の整備と充実

- 職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施
- 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底及び相談の実施
- 教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施

施策の方向⑭ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

- 女性のための相談事業の充実
- 相談事業の充実
- メンタルヘルス事業の推進
- 青少年相談活動の充実

基本目標

VI

誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくり

●めざす姿

男女共同参画の意義や必要性について理解を促すイベントなどの実施や、広報紙などによる情報提供等の取組により、市全体に男女共同参画の意識が根付いた社会にしていきます。また、性的マイノリティの人については、ありのままの自分らしく生きられるよう、啓発を図り、困難の解消や理解をめざします。

施策の方向⑮ 男女共同参画に関する意識の普及

- 男女共同参画フォーラムの開催
- 講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発
- 情報紙「つばさ」の発行
- 市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底
- 広報紙・ホームページによる情報提供
- 男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発

施策の方向⑯ 女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進

- ダイバーシティ社会の啓発
- 多様な性に関する啓発

施策の方向⑰ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

- 三重県男女共同参画センターなどの活用
- 関係機関・事務所・各種団体との連携による啓発の推進
- 男女共同参画推進団体などへの支援

7 男女共同参画を推進する体制

① 男女共同参画を推進する体制

本計画に基づく施策を効果的に推進するには、市とともに、住民等、事業所・各種団体などが連携し、それぞれの責務を果たすことが求められており、そのため推進体制の整備を図ります。また、本計画に基づく施策は、市政のあらゆる分野に関連しているため、庁内及び関係機関との連携を強化し、効果的な施策の推進に努めます。

② 計画の進行管理

計画に基づく各施策は、毎年度、進捗状況や課題等を確認・検証を行います。また、津市男女共同参画審議会で各施策の進捗状況について評価を受け、関係課へフォローアップするとともに市民に公表することにより、実行性のある施策を推進します。

8 津市男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1 男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。

1 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。

1 男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。

1 男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成19年3月29日制定



第4次津市男女共同参画基本計画(概要版)

発行年月日：令和5年3月

発行：津市市民部男女共同参画室

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話 059-229-3103 FAX 059-229-3366

E-mail 229-3103@city.tsu.lg.jp

第4次津市男女共同参画基本
計画の全体版はこちらから

